

川崎市家庭児童相談室設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭児童相談室設置運営要綱（「家庭児童相談室の設置運営について」昭和39年4月22日付厚生省発児第92号厚生事務次官通知）に基づき、家庭児童相談室（以下「相談室」という。）を設置するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び機構)

第2条 相談室は、各区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）に設置するものとする。

2 各相談室の運営指導は、相談室が設置されている地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長が行う。

(業務)

第3条 相談室は、家庭児童相談室設置運営要綱に定める業務を行うものとする。

附則(平成2年4月21日2川民児第22号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、現に相談員として任用されている者は、この要綱に基づき任用されているものとみなす。

(廃止)

3 川崎市家庭児童相談室設置要綱(昭和47年7月1日)及び川崎市家庭児童相談員服務要領(昭和57年7月1日)は廃止する。

附則(平成3年4月1日2川民児第624号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附則(平成5年4月1日5川民児第11号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、現に相談員として任用されている者は、この要綱に基づき任用されているものとみなす。ただし、第14条については、従前の要綱を適用するものとする。

- 3 要綱第9条第1項の規定にかかわらず、川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号)の適用を受ける職員で、平成4年度以降定年に達したことにより退職した者又は勸奨を受けて退職した者にあつては、当分の間任用期間を2回に限り更新することができる。

附則(平成6年4月1日5川民児第729号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附則(平成7年10月1日7川民児第335号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

附則(平成9年4月1日9川健児第126号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 この要綱の施行の日(以下「施行の日」という。)前から施行日以後にわたる期間を任用期間とする非常勤嘱託職員の当該任用期間が満了するまでの間

の年次有給休暇については、改正後の別表 1 の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附則(平成 11 年 4 月 1 日 11 川健児第 22 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 13 年 4 月 1 日 13 川健児第 47 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 15 年 3 月 18 日 14 川健児第 936 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 17 年 4 月 1 日 17 川健こ家第 464 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 19 年 3 月 26 日 18 川健こ家第 2025 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 20 年 3 月 10 日 19 川健こ家第 1718 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 24 年 3 月 30 日 23 川市こ福第 1145 号)

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 25 年 3 月 29 日 24 川市こ福第 1358 号)

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日から施行し、令和 7 年 1 月 1 日から適用する。